

乙は、共同研究者等に対し、本契約において自己が負う秘密保持義務と同等の義務を課し、これらの者の履行について責任を持たなければならない。但し、本発明の内容について、出願公開等により公知となった後はこの限りでない。

(非保証と免責)

第5条 乙は、第2条第2項、第4条第2項に定める事項を除き、本権利について何らの保証も行わず、如何なる事由に対しても免責されるものとする。

(協議)

第6条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを定める。

(準拠法及び裁判管轄)

第7条 本契約の準拠法は日本国法とする。

2 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

20●●年●月●日

(甲) 埼玉県川口市本町四丁目1番8号
国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

(乙) 《契約先機関住所》
《契約先機関名》
《押印者名》